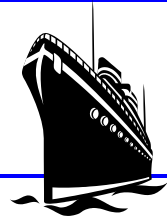


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



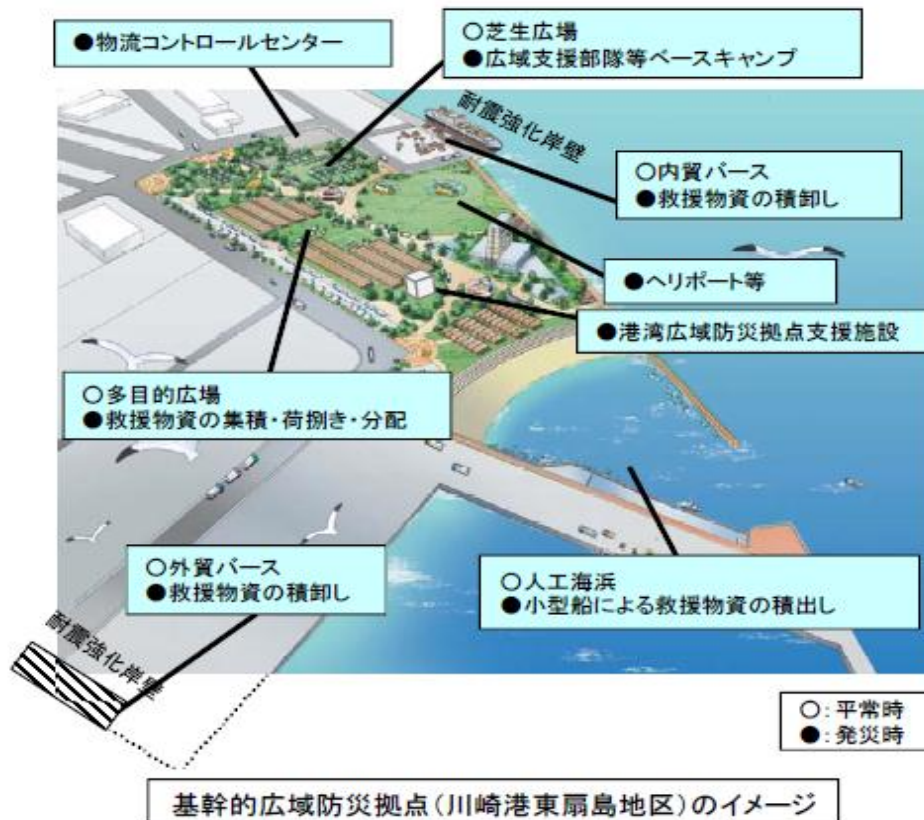
港湾における災害対策

港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点として物流や人流を支える交通基盤であるとともに、陸域と水域とが一体となった臨海部の空間であり、国民生活の質の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たしています。従って、大規模地震や津波の来襲による港湾機能の低下は、船舶による緊急物資輸送の支障による被災地の復旧・復興の遅ればかりではなく、港湾とともに発展してきた地域においては、その活力と暮らしに致命的な影響を与える可能性があります。このため、大規模災害時において、我が国の経済及び国民生活を支える海上輸送機能を確保するとともに、これを基盤とする臨海部産業の早期回復及び事業の継続が図られるよう港湾の防災・減災対策を講ずることが求められています。本稿では、港湾における災害対策について紹介いたします。

1. 基幹的広域防災拠点の整備と運用体制の強化

我が国は全国どこでも地震が発生しうる地震国のため、港湾における地震対策を進めていくことが求められており、大規模地震発生時に緊急物資や避難者を輸送するための耐震強化岸壁の整備を「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」（平成8年12月策定）に基づき推進してきました。全国各地で大規模地震の発生が危惧される中、平成18年3月に「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」が策定され、平成22年度までに全国整備率を概ね70%にすることを目標にしてきましたが、東日本大震災直後の平成23年4月末においても66%に留まっており、耐震強化岸壁が未整備の県や港湾において、一層の取り組み強化が必要となっています。

また、首都直下地震等の大規模地震発災時に、緊急物資の中継基地や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する基幹的広域防災拠点整備において、川崎港東扇島地区が平成20年度より供用を開始しています。



資料: 国土交通省HP

さらに、平成 26 年 12 月に発表された「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」では、次のように打ち出されています。

大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保すべく、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震災害の切迫性、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等背後地へのアクセスの状況等を考慮して、大規模地震対策施設を適切に配置する。また、大規模地震対策施設は、耐震強化岸壁と、緊急物資の保管や被災者の避難等に資する広場、市街地と港湾を連絡する道路等を一体的に備える。

特に、首都圏等の大都市圏においては、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害が発生した場合に、緊急物資の中継拠点や支援部隊のベースキャンプの機能を担う基幹的広域防災拠点を配置する。なお、当該施設は、災害時の機能を確保した上で、平常時には広く一般に開放する。

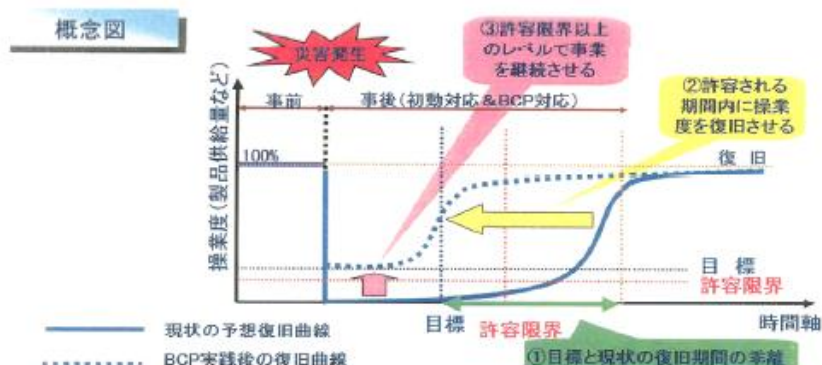
さらに、大規模な地震が発生した場合にも石油製品の供給を確保するため、災害時に緊急物資として石油製品を取り扱う必要のある係留施設を大規模地震対策施設に適切に位置づける。

加えて、大規模地震対策施設に至る水域施設沿いにおいて、非常災害が発生した場合に長期間にわたり船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある港湾施設の改良を促進する。

また、震災直後から復旧完了までの期間に、海上輸送網としての一定の機能を確保できるように、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、国際海上コンテナターミナルや、複合一貫輸送に対応する内貿ターミナルについては、岸壁や関連施設の耐震強化を進める。

2. 港湾の事業継続計画（BCP）の策定

港湾BCPとは、大規模災害の発生により各種の資源（ヒト、モノ、情報等）が損傷を受け、港湾機能が中断した場合に残存能力で優先される業務を継続させ、許容されるサービスレベルを保ちながら許容される期間内に復旧できるよう、前もって優先すべき業務と復旧目標とその代替資源の準備や災害発生時の対応方法、組織を規定したものです。



資料:国土交通省HP

港湾の貨物には、荷主から船会社まで様々な関係者が関わっていることから、港湾BCPの策定のためには、関係者個々の企業BCP（策定していない場合が多い）を持ち寄り、貨物需要の時期に対する復旧目標の時期を決め、貨物流動に資する合意形成を行う必要があります。

発災時における荷主と物流事業者との協働体制構築を促進させるため、「荷主と物流事業者が連携したBCP策定促進に関する検討会」が設置されました。災害発生時に物流を早期回復するための荷主と物流事業者の連携体制のあり方や、物流の早期回復の遅れの原因となる脆弱箇所の整理等を行い、荷主と物流事業者が連携したBCP策定の促進について検討することを目的として、平成 26 年 8 月から検討を開始し、平成 27 年 3 月には最終報告が出される予定です。

物流における形態や経路は常に変化し、災害に対する予測や対策も進歩します。また、災害に対して得られた貴重な経験や知見は港湾BCPに取り入れていくことが不可欠であることから、港湾BCPは、策定後も様々な状況の変化や企業BCPを相乗させ、PDCAサイクルにより継続的に見直し、改善を行っていくことにより災害に強い港湾が維持されます。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

以上